

介護職員等処遇改善加算にかかる「見える化要件」について（情報公開）

令和6年度介護報酬改定により、旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、新加算である「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当施設では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い加算の算定要件を満たしていることから、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を取得しております。

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、加算算定要件の一つである職場環境等要件についての具体的な取り組み内容の「見える化」が求められています。当施設の取り組みについて下記の通り公表いたします。

【職場環境等要件】

○入職促進に向けた取り組み

- ① 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ② 職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ① 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ② エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

○両立支援・多様な働き方の推進

- ① 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すもののための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ② 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

- ① 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ② 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

- ① 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ② 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

- ③ 業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合はいわゆる介護助手等の活用や外注で担う等、役割の見直しやシフトの組み換えなどを行う

○やりがい・働きがいの醸成

- ① ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ② 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

当施設では、今後も介護福祉に関する職員の働きやすい環境づくりや処遇の改善に努めてまいります。